

令和2年（わ）第196号、令和3年（わ）第6号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締
法違反被告事件

令和8年3月12日 宮崎地方裁判所刑事部宣告

主 文

被告人を懲役9年に処する。

未決勾留日数中1820日その刑に算入する。

理 由

（犯行に至る経緯）

被告人の親しい友人であったAは、令和2年11月22日夜、被告人が食事の約束を忘れていたことや、被告人と一緒にいた年下のBが電話で失礼な態度をとったこと等に腹を立て、被告人との電話の中で、被告人らに対する怒りをあらわにし、被告人らのいるaに行く旨言い、刃物で被告人らの頭を攻撃する旨の発言を何度もした。被告人は、Aが刃物等で身体に攻撃してくる可能性を予期しながら、Aに対し、a駅で話そうなどと言うとともに、飲食店で後記の包丁を借り、a駅付近の道路の路肩で待っていた。被告人は、Aからの電話で、間もなく着く旨を伝えられ、道路を渡ってa駅に向けて歩き出した。

（罪となるべき事実）

第1 被告人は、令和2年11月22日午後11時21分頃、前記路肩からa駅に向かう途中である宮崎市a町（住所省略）先路上において、A（当時47歳）が鉈を振りかざして被告人に襲い掛かった際、Aに対し、殺意をもって、その右胸部を包丁（刃体の長さ約25cm）で1回刺し、よって、同月23日午前0時30分頃、宮崎市（住所省略）C病院において、Aを心臓刺創による失血により死亡させて殺害した。

第2 被告人は、業務その他正当な理由による場合でないのに、令和2年11月22日午後11時21分頃、宮崎市a町（住所省略）先路上において、前記包丁1本を携帯した。

(争点に対する判断)

1 争点

争点は、①殺意の有無、②正当防衛の成否、③銃刀法22条の「正当な理由」の有無、④自首の成否である。

2 認定事実

(1) 被告人を含む関係者らの供述や通話履歴等によれば、犯行に至る経緯として、次の事実が認められる。

ア 被告人とAは、長年にわたり親しい友人であったが、過去に、Aが、被告人をビールジョッキ等で殴って大けがをさせたことが複数回あった。

イ 被告人とAは、令和2年11月21日、電話で、翌日に二人で食事に行く約束をした。

ウ 被告人は、翌22日（以下、時刻はいずれも同日のもの）、Aとの約束を忘れ、午後6時30分頃から、後輩であるBとその妻、被告人の当時の交際相手であるDの4人で、B夫妻の結婚記念日を祝う食事会をしていたが、午後7時32分頃のAからの電話で、Aとの約束を忘れていたことに気付いた。被告人は、Aを食事会に来るよう誘ったが、Aは不機嫌そうに断った。その後、被告人ら4人は、a駅付近のスナックに移動し、被告人は、その後のAとの電話の中で、Aをスナックにも来るよう誘った。

エ 午後10時38分頃、AからBに着信があり、Bが折り返すと、Aは怒った様子で「今からやりに行くから待ってけ」などと言い、Bは、Aに対し、もう付き合い切れないなどと言り返した。その後、Aは、Eに電話し、Bの態度への怒りを伝えた。Eは、すぐにBに電話をし、解散して帰るよう伝えた。その後、Bは、「ここにおったら危ねえわ」などと言って、被告人にも帰るよう促し、妻と共に帰宅した。Bは、その後も、被告人に電話で帰るよう促した。Dも、これ以降、被告人に対し、何度も帰るよう促した。

オ Aは、午後10時45分頃、被告人との電話の中で、「Bが俺に居直ってき

やがった」、「お前も絶対許さん」、「刀でん包丁でん何でん持って行って、お前も二人とも絶対たたき殺してやる」、「お前ら二人絶対頭をたたき割っちゃる」などと言った。被告人は「落ち着いてくれ」と言ったが、Aは電話を切った。

Aは、午後10時54分頃、知人が運転する車に乗って、a方面へ向かった。

Aは、午後10時56分頃、被告人に電話をかけ、「今行きよる」、「Bもお前も絶対許さん」、「刀でも包丁でも持って行って、お前の頭叩き割っかい、殺すだけよ」、「(お前も)何でん持ってこい」などと言った。これに対し、被告人は、「落ち着いてくれ」、「駅で話そう」などと言った。

Aは、午後11時8分頃、被告人に電話をかけ、「逃げちよらせんやろね」と言い、被告人が「落ち着いて話すことを前提で会おう」と言ったが、Aは「逃げてん家行っけん、家んガラスをがち割って、がちこむだけやかいよ」などと言った。

カ 被告人は、時刻は明確でないが、この頃、付近の行きつけの居酒屋に行き、店長から判示の包丁を借りた。この時、被告人は、渡された包丁を見て、「これって柳刃包丁やがね」などと言った(店長の供述によれば、筋引き包丁であるが、以下、この包丁を単に「包丁」という。)

キ Aは、午後11時20分頃、被告人に電話をかけ、「秒で着くぞ」などと言った。

被告人は、午後11時21分頃、a駅から西に70m程度離れた位置にある道路の路肩から、a駅方面に向かって歩き出した。

(2) 被告人の供述を踏まえて、現場に遺留されていた包丁や鉈の状況、Aの刺創や被告人の後頸部の傷の状況及びこれらについての法医学者や医師の供述等を総合すると、犯行時の状況として、次の事実が認められる。

被告人は、包丁をズボンの右腰に差し、右手でその柄を握りながら、a駅に向かって道路を横断していた。そのとき、Aは、被告人からみて左方向から、右手に持った全長約57cmの鉈を振りかざして、被告人に近づいてきた。被告人がAの方を向き、Aが被告人に鉈で襲い掛かったとき、被告人は、前かがみの姿勢をとりなが

ら、包丁を握った右手を前に出し、包丁がAの胸に刺さった。

Aの刺創は、右胸下部から刺入して左肺門に至っており、その深さは約16cmで、その方向は、Aからみて、右から左に向かうものであった。

3 争点①（殺意の有無）について

(1) Aが胸に刺創を負っていることからすれば、刺さる直前、被告人が持っていた包丁の刃先は、Aの上半身に向いていたと認められる。また、Aが被告人の前方から襲い掛かっていることからすれば、二人の具体的な位置関係は分からないことや、Aの身体が鉈を振り下ろす動作によって左方向に回転していた可能性があることを踏まえても、包丁の刃先が被告人からみて左の方ではなく前に向けられていなければ、Aからみて右から左の方向に包丁が刺さることはないと考えられる。さらに、Aが長さのある鉈を振りかざして被告人を攻撃しようとしていたことや、被告人が前かがみの姿勢をとっていたことからすると、被告人が右腕をそれなりに前に伸ばしていなければ、右手に持っていた包丁がAの身体に刺さるとは考えられない。そして、法医学者の供述によれば、Aの刺創は肋軟骨を切断しており、被告人は包丁の柄をしっかりと握っていたと考えられる。

そうすると、被告人は、自身に向かって迫ってきているAの上半身に包丁の刃先を向けた上、柄を相応の強さで握り、包丁を持つ右手の腕をAに向けて伸ばしたと認められるのであり、この行為が、包丁がAの上半身に刺さって死亡させる危険性の高い行為であることは明らかである。

(2) そして、包丁を借りた際の発言等に照らすと、被告人は、包丁の形状やその危険性を事前に明確に認識していたと認められる。また、包丁の刃先を前に向けて腕を前に伸ばすというのは、ある程度意識的な行動としか考えられない。

この点について、被告人は、Aが鉈を振りかざして襲ってきたので、前かがみになり、左腕を頭上に上げて防御姿勢をとった、包丁を持っていた右手をどのように出したかは覚えていないが、考えるいとまもなかったところ、気が付いたら包丁がAに刺さってしまっていた、と供述する。しかし、被告人が、Aが鉈を振り下ろし

たことに対して、とっさに身を守ろうとして右手を出したのであれば、刃先は被告人からみて左の方に向くはずであり、Aからみて右から左の方向に包丁が刺さることはないと考えられる。防御姿勢をとったという被告人の供述を前提としても、被告人は、包丁の刃先を前に向けて腕を前に伸ばしたとしか考えられず、そうした行動は、やはりある程度意識的な行動としか考えられない。

そうすると、被告人は、人が死ぬ危険性の高い前記(1)の行為を、そのような行為であることを分かって行ったと認められ、Aが死亡するかもしれないがそれもやむを得ないという心理状態にあったといえることができる。

(3) 通行人の供述等によれば、被告人は、犯行の後、数分間は、横たわるAのそばにいて声を掛けたりしていたと認められる。しかし、こうした被告人の行動は、被告人が、その一方で、携帯電話機を持っていながら自ら119番通報をせずにその場を立ち去っていることも踏まえると、突発的な出来事を経て、半ば茫然となっていたものと考えることができ、犯行時に強い殺意を有していたとは考えにくいものの、突発的に殺意を有していたこととは矛盾しない。

4 争点②（正当防衛の成否）について

(1) 問題の所在

Aは、被告人がAの胸を刺す直前、鉈を振りかざして被告人に襲い掛かっており、弁護人は、被告人の行為は正当防衛に当たると主張する。そこで、正当防衛が、緊急状況下で警察等に助けを求める余裕がない場合に、例外的に対抗行為を許容したものであることを踏まえ、経緯を含めた事件全体の状況を見て、侵害の急迫性の要件を満たすかを検討する。

(2) 被告人が予期した侵害の内容や予期の程度について

Aは、事件直前の電話で、被告人やBに対して相当な剣幕で怒り、刀や包丁で頭をかち割ってやるなどと繰り返し発言し、被告人は、こうしたAの発言を受け、包丁を借りて準備している。また、Aは、過去に、被告人をビールジョッキ等で殴って大けがをさせたことが複数回あった。こうしたAの事件直前の言動や過去の行動

に照らせば、被告人は、Aが刃物を含む武器で被告人の身体に対し攻撃してくることに、確実に予期していたとまでは認められないが、そうした可能性があることは十分に予期していたと認められる。そうであるからこそ、被告人は、Aから攻撃された場合に身を守るために、包丁を準備したものと考えられる。

被告人は、Aから、被告人自身も武器を準備するよう言われたため、そのとおり包丁を持参した上で、目の前で放り投げてAに対し攻撃意思がないことを示そうと考えたと供述しており、被告人がそうした考えも持っていた可能性は必ずしも否定できない。しかし、Aの過去の行動や事件直前の言動等からすると、被告人が、Aから実際に攻撃される可能性を想定しなかったとは考え難く、被告人の供述を踏まえても、被告人がAからの攻撃に備えて身を守るために包丁を準備したことに疑いは生じない。

(3) 被告人がAと会おうとした意図や会う必要性について

被告人は、Aと会うため、a 駅付近にとどまったり、駅方向への移動を開始したりしている。この点、被告人は、Aとは親しい友人であり、当日も食事に誘うなどしていたのであるから、Aに積極的に危害を加えることを意図していたとは考えにくく、包丁を腰に差して携帯していたことを踏まえても、Aを油断させて不意打ちしようとしていたとはいえない。Aは、電話の中で相当な剣幕で怒り、被告人が落ち着くよう言っても聞く耳を持っていないが、二人の関係性からすると、被告人には、なお話合いで解決できるのではないかという思いがあったことは否定できない。

しかし、被告人は、Aと会えば、刃物を含む武器で身体への攻撃がされる可能性があるとして予期しながら、数十分間にわたり、a 駅付近にとどまっており、その間に、その場から退避することや、警察に相談することが可能であった。Aの言動からすると、Bや自宅への襲撃も想定されたといえるが、その点についても警察に対応を求めることは可能であった。その上で、被告人は、DやBから、再三にわたって帰宅を促されており、Bからは、その場にとどまることの危険性まで告げられていたのであるから、現場から退避することは十分に期待できたというべきである。にも

かかわらず、被告人は、殺傷能力の高い包丁を借りて携帯してAを待っていたのであり、そうするまでの必要はなかったといえる。

(4) 予期された攻撃と実際の攻撃の差異について

被告人は、Aに対してa駅で会うことを提案し、Aはa駅で接触することに応じている。したがって、a駅手前の路上において、突然、鉈を振り上げて襲われたことについては、被告人の予想に反する部分もある。

しかし、Aは、電話の段階で、会話にならないほどの怒りを示しており、Aが過去に被告人に苛烈な暴行を加えたことも踏まえると、被告人は、Aと全く話合いにならずに突然襲われる可能性があることも分かっていたと考えられる。襲われた場所についても、a駅から70m程度離れているにすぎないから、そこでAから攻撃されたことも、被告人の予想から大きく外れるものではなかったといえる。

(5) 小括

このように、被告人は、Aから刃物を含む武器で身体への攻撃がされる可能性を予期しており、現場から退避したり、警察に助けを求めたりすることが可能であった、こうした対応が十分に期待される状況にあつたにもかかわらず、殺傷能力の高い包丁を準備して携帯し、あえて現場でAを待っており、また、実際のAによる襲撃は、被告人の予想を大きく外れるものではなかった。このような犯行に至るまでの経緯に照らすと、被告人の行為は、緊急状況下での対抗行為を例外的に許容した正当防衛制度の趣旨に照らし許容されない行為であったといえる。

よって、侵害の急迫性の要件を欠き、被告人に正当防衛は成立しない。

5 争点③（銃刀法22条の「正当な理由」の有無）について

前記のとおり、被告人が包丁を携帯した理由は、Aから攻撃される可能性を考え、これに備えるためであり、包丁の危険性も踏まえると、このような理由による携帯が銃刀法22条の「正当な理由」に当たる余地はない。

6 争点④（自首の成否）について

F警察官や被告人の供述によれば、被告人は、犯行後、F警察官に電話をかけた

上で警察署に出頭し、殺人や銃刀法違反について、犯罪事実を申告して捜査機関に自身の処分を委ねたと認められる。争いがあるのは、被告人による犯罪事実の申告の前に、捜査機関に被告人が犯人であると発覚していたかという点である。

捜査機関に犯人が発覚していたというには、合理的な根拠によって犯人が特定されていたことが必要であると解される。この点、F警察官は、被告人から電話で申告を受ける前に、他の警察官から、「(被告人の氏)がAを刺した」と聞いていたと供述するが、証拠によれば、その頃に捜査機関が把握していた被告人と事件を結び付ける根拠といえるものは、現場付近に被告人の国民健康保険被保険者証が入った財布が落ちていたことのみである。そして、その財布が落ちていた場所は、現場と道路を挟んだ向かい側の縁石の上であった。このように、現場から少し離れた場所に被告人の身分証が入った財布が落ちていたというだけでは、その財布は単なる通行人の落とし物との区別がつかないから、合理的な根拠によって被告人が犯人であることが特定されていたということとはできない。

よって、被告人による犯罪事実の申告の前に、捜査機関に犯人が発覚していたとは認められないから、被告人には自首が成立する。

(量刑の理由)

本件犯行は、被害者の胸部を刃体の長さがかなりある包丁で刺すというものであり、実際に被害者の負った傷は深く、危険性の非常に高い行為である。しかし、本件犯行は、被害者が先に、殺傷能力の高い凶器である鉈を振りかざして、いきなり被告人に襲い掛かった状況で、それに対抗して行われたものであるから、被害者にかなりの原因がある。被告人も、被害者からの攻撃を予期しながら、身を守るためとはいえ殺傷能力の高い包丁を準備して携帯し、被害者を待っていたのであり、それ自体危険なことであって正当防衛は成立しないが、紙一重の差で被告人が殺害されていた可能性もあり、現場で被告人がとり得た選択肢が限られていることも踏まえると、この点は量刑上は大きく考慮すべきである。被告人は、包丁を準備した段階で被害者を刺そうと考えていたわけではなく、被害者から襲われたことで突発的

に犯行に及んだものであって、胸部を狙ったとはいえないし、被害者が被告人の方へ向かってきた勢いもあいまって深く刺さった可能性もあるから、殺意は弱いものにとどまる。とはいえ、これらの要素は、尊い生命を奪った重みを踏まえて考慮しなければならない。

こうした事情を踏まえて検討すると、本件は、単独で刃物を用いて知人等を殺害した事案の量刑傾向の中では、軽い部類に属する事案であるといえる。

その上で、被告人が自ら出頭して自首したことを、捜査がその分容易になったという点でやや刑を軽くする方向で考慮し、そのほか、被告人に、友人を死亡させたことを後悔する気持ちはいかたがえるものの、罪を認めておらず、長らく遺族に謝罪の言葉を述べていなかったこと等からして、反省の態度をうかがうことはできないこと、異種ではあるが複数の前科があることも踏まえると、被告人に対しては、主文の刑を科すのが相当である。

(求刑 懲役15年)

令和8年3月16日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 設 楽 大 輔

裁判官 古 川 翔

裁判官 寺 島 大 貴